

○後志広域連合指定地域密着型サービス事業所の指定に係る条件に関する要綱

〔平成22年2月1日〕
要綱第1号

改正 平成24年12月3日要綱第5号

改正 平成26年6月30日要綱第2号

改正 令和元年9月1日要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第8項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所（以下「サービス事業所」という。）の指定に当たって必要と認める条件を付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる指定地域密着型サービス事業（以下「サービス事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(条件の内容)

第3条 後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、サービス事業所に対し、前条に規定するサービス事業について、広域連合の関係町村（以下「関係町村」という。）に要支援又は要介護認定を受けた者が転入（関係町村間での異動を含まない。）により住民票所在町村での広域連合の被保険者となった後3箇月（以下「転入後3箇月」という。）を経過しない者の利用、入居又は入所（以下「利用等」という。）ができない旨の条件を付するものとする。ただし、サービス事業所が指定にあたって付された条件に従うことが困難な場合には、広域連合長は、関係する町村長と協議のうえ、サービス事業者に対し条件に満たない者の利用等を認めることができる。

(利用等の申込受付の際の留意事項)

第4条 サービス事業所は、利用の申込みがあったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 利用等の申込みを受け付ける際に、申込者の介護保険被保険者証及び申込者からの聴取りにより、関係町村への転入日を確認すること。
- (2) 関係町村への転入後3箇月を経過していない場合は、申込者に対し、サービス事業の利用ができないことを説明すること。
- (3) 利用等申込者（待機者）名簿を作成し、申込者が希望するときは、申込日、住所、氏名、生年月日、転入日及び連絡先を記載すること。

- (4) 申込者が関係町村に転入後 3 箇月を経過後、空床が生じた場合等利用可能な状況になったときは、申込者にその旨を連絡すること。
- (5) 申込者から、申込みの取消し及び利用等の辞退があったときは、利用等申込者（待機者）名簿にその内容を記載すること。

附 則

この要綱は、平成22年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年要綱第 5 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年要綱第 2 号）

この要綱は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年要綱第 2 号）

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。